

●香川県告示第6号

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）第8条の2第2項の規定により、次のが
ん具類等を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

令和3年1月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定 番号	品 名	構 造	機 能	指定理由
1	クロスボウ（鉄砲型近代洋弓）	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	構造又は機能が人の生命や身体に危害を及ぼし、それを所持させることが青少年の福祉を阻害するおそれがある。